

○厚生労働省令第 号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の十第一項及び第十六条の十一第一項の規定に基づき、
医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医師法施行規則の一部を改正する省令

医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（案）

改正後	改正前
<p>第十九条の二 法第十六条の十第一項及び第十六条の十一第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部<small>けい</small>外科学会</p> <p>十一 九 (略)</p>	<p>第十九条の二 法第十六条の十第一項及び第十六条の十一第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会</p> <p>十一 九 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

(案)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。